

令和 6 年度 千曲農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査支援業務委託仕様書

1. 業務委託名

令和 6 年度 千曲農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査支援業務委託

2. 業務目的

農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法という）第 12 条の 2 に基づき、農用地の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産等の現況及び将来の見通しについての調査を行い、令和 7 年度以降に策定予定の千曲農業振興地域整備計画（総合見直し）の基礎資料の作成を目的とし実施する業務である。

また、令和 5 年 4 月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域の協議によって現状の把握や問題点の洗い出しを行い、概ね 10 年後の農業経営や農地利用の将来像について定める「地域計画（目標地図）」策定のための意向調査（アンケート）を併せて行う業務である。

両業務は、農業振興地域制度に関するガイドライン（以下、農振ガイドラインという）に規定する、基礎資料収集、整備計画策定調査等において、客観的で専門性の高い技術や知識が必要であり、それぞれの計画の調査等の連携を図るため、外部専門事業者に業務を委託するものである。

3. 基本条件

- (1) 業務履行期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- (2) 農振法 及び 農振ガイドラインに基づいて策定すること
- (3) 千曲市総合計画、国土利用計画（千曲市計画）、千曲市都市計画マスタープラン、千曲市食料・農業・農村基本計画、その他関連計画と整合を図ること。

4. 業務内容

(1) 基礎資料収集

基本条件(3)に示す資料のほか、農業委員会、土地改良区、農業農村支援センター等の有する各種資料を収集し、必要に応じ現地調査等を実施して各種基礎資料を整備すること。基礎資料収集事項は、農振ガイドライン第 15「法第 12 条の 2 関係（農業振興地域整備計画に関する基礎調査）」及び「農業振興地域制度に関する参考様式集」に基づくこと。

また、(3)の①の構想も見据え、以下の項目の資料収集は必須とする。

- ア 農業生産の基盤の整備の状況
- イ 農用地等の保全及び利用状況
- ウ 農業の近代化のための施設の整備状況
- エ 農業従事者の農業以外への就業状況
- オ 農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備状況
- カ 農業を担うべき人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備状況

(2) 農業者等意向調査（アンケート）

市における農業の現状や課題、土地所有者や耕作者の農地利用の意向を把握するため、地域計画の設問設計を基準として、農家台帳に記載のある計 3,000 件程度を対象にその意向を把握すること。

なお、意向調査に係る設問用紙の印刷封入、発送用返信用封筒の作成及び郵送代金については市の負担とする。

(3) 農用地利用計画の更新（案）の作成

① 農用地利用計画の土地利用構想の更新

整備された基礎資料を基に長野県農業振興地域整備基本方針、屋代地区開発等の各種地域開発計画、千曲市食料・農業・農村基本計画、道の駅（地域防災拠点）構想や(2)意向調査結果を勘案して構想をまとめ、千曲農業振興地域整備計画の策定に資するものとする。

② 農用地利用計画の別記の更新

農用地利用計画の別記の更新を行う。更新は、委託者が見直し検討地の抽出を以下の基準で行った地番情報の提供を受け、それを反映させることにより行う。

ア 農振法第 10 条第 3 項各号の要件を満たさない場合（自然的不適当地）

イ 農振法第 10 条第 4 項の土地に該当する場合（法定不適当地）

(4) 各種会議への出席

千曲市農業振興地域整備促進協議会にて 1 回、庁内検討会議にて 1 回、基礎調査の進捗状況の報告、付随する説明資料の作成をし、また説明員として出席をすること。

(5) 報告書のまとめ

内容を取りまとめた、報告書を作成すること。なお、概要版（パワーポイント最大 5 枚程度）についても併せて作成すること。

5. 成果品等

- ・基礎調査報告書（基礎資料、計画策定案（構想）、農用地利用計画更新案） 5部
- ・地域計画に係る意向調査分析報告書
- ・上記報告書データ一式（CD-ROM等とし、オリジナルデータ及びPDFにて納品）

6. 提案上限額

3,680,000 円（消費税込み）

7. 参考資料（貸出し）

- ・千曲農業振興地域整備計画基礎資料
- ・千曲農業振興地域整備計画
- ・農用地利用計画
- ・千曲市総合計画
- ・国土利用計画（千曲市計画）
- ・千曲市食料・農業・農村基本計画
- ・その他業務の遂行に必要な資料のうち、千曲市が保管する資料

8. 支払い方法

業務完了後、請求書受領後 30 日以内に支払う。

9. 注意事項

- (1) 受託者は、千曲市個人情報保護法施行条例（令和 4 年千曲市条例第 22 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同

様とする。

- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、委託者と打ち合わせを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、委託者と協議する。
- (3) 業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置する。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (5) 業務において使用又は作成した成果品等の著作権は全て委託者に帰属し、委託者の許可なく複製、貸与をしてはならない。

10.その他の事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。